

○最終報告書（たたき台）に対する道の考え方

- ・ 新たな制度において、育成期間とされる3年間に満たない者が、特定技能試験等の合格をもって直ちに在留資格変更を認めるとした場合
 - ① 特に、現行の技能実習制度においてスキル形成に一定の期間が必要な職種・作業（技能実習2号や3号を設けているなど）については、十分なスキル形成期間を確保するため、同一の産業分野に限るなど、一定の制約が必要ではないか。
 - ② また、企業の変更があった場合には、地方における人材確保や確実なスキル形成確保の観点に加え、企業間における来日時や人材育成のコスト対応策などの課題が想定されることから、同一企業で就労を続けることを要件とするなど、一定の基準を設けることが必要ではないか。